

備前市事務事業評価シート

事業の概要		事業開始年度		S 2 5		根拠法令・例規等		建築基準法第6条	
総合計画	大項目	基本目標	01	安全で快適に暮らせるまちづくり		問	担当課(室)	都市整備課	
	中項目	基本施策	01	生活しやすいまちづくり			職・氏名	都市建築係長 藤原雅弘	
	小項目	施策	03	地域地区			合先	電話	0869-64-1834
事務事業名		02		建築指導事業		このシート作成に要した時間		1.5 時間	

事業の目的		Plan	
対象(誰・何に対して)	市内に建築する方		
目的(何のために)	建設物の敷地、構造、設置及び用途に関する最低の基準を遵守することによって、国民の生命、健康及び財産の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資するため		
事業の意図する成果(どのような状態にしたのか)	健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展と統合的かつ計画的な国土の利用を図る		

事業の実績		Do		
目的を達成するための実施した事業	細事業名	事業の説明		優先度
	建築確認申請審査事務	建築主は建築物を建築しようとする場合、工事に着手する前に、その計画が建築基準法及び関係規定に適合するものであるかどうか、確認を受ける必要があります(建築基準法第6条)。窓口、電話等でこの建築確認申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が確認後、申請者に確認済証、完了検査後、検査済証を交付し台帳に記載します。		
	道路位置指定申請審査業務	建築基準法の道路に接していない敷地に建築しようとする場合、いわゆる私道で県より道路の位置指定を受けることによって建築することができます。窓口、電話等でこの道路位置申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が承諾後、申請者に承認通知書、完了検査後、指定通知書を交付し台帳に記載します。		
	建築基準法43条1項申請審査事務	都市計画区域内における建築物の敷地は、法42条に規定される道路に2m以上接することが基本であるが、該当しない場合この許可を受けることで建築確認を受けることができます。窓口、電話等でこの許可申請の相談並びに申請書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が許可後、申請者に許可許可通知書を交付し台帳に記載します。		
	大規模行為届出審査事務	昭和63年3月に「岡山県景観条例」を設定し、この条例による景観対策の柱のひとつとして周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物及び工作物の新築等について、大規模行為と規定し、あらかじめ県に届出をするようになっています。窓口、電話等でこの届出書の相談並びに届出書類受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について書類審査後、市長の副申書を添付し県に送付します。県が確認後、通知書が届きたい台帳に記載します。		
建築設計等委託業務	他部署より建物の改築、修繕に関する設計委託業務の依頼を受けて工事設計書、委託業務設計書を作成し、また一部工事管理も行う。			

決算額	事業費等		単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績	
	事業費	千円		37	39	54	
	必要人員	人	4,098	0.65人	5,166	0.68人	5,400
	事業費	千円	4,135	5,205	5,454		
	国庫支出金	千円	78	82	6		
受益者負担							
繰入金							
市債							
その他()							
一般財源		4,057	5,123	5,448			
受益者負担比率	%	-	-	-			
結果指標名		単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績		
建築関係法令の年間申請・相談件数	件		264	273	253		
対前年比	%		-	103.4%	92.7%		
活動コスト	円		4,135,000	5,205,000	5,454,000		
単位当たりコスト			15,663	19,066	21,557		

事業の成果		平成23年度事業				
審査及び回答率	成果指標名	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度目標値
		目標値(A)	264	273	253	250
		実績値(B)	264	273	253	到達目標値
	達成率(B/A)		100.00%	100.00%	100.00%	250
成果指標設定の考え方・式や説明						
審査及び回答率 / 受理及び相談件数(確認、工事届、その他申請、相談)						

事務事業の評価		Check	
妥当性の評価	市の関与の妥当性	必要	Check
市民ニーズ	市の関与の妥当性	必要	Check
効率性の評価	コスト	手	Check
有効性の評価	市民参画度	目的達成度	Check

進行年度(H24年度)の改革改善内容	
状況	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了
説明	窓口、電話による建築確認申請の相談並びに申請書受付及び都市計画上の支障の有無、敷地及び地域に関する諸法令について、書類審査後、副申書を県に送付し、建築主事が確認後、申請者に確認済証、検査済証を交付している。

総合評価		Action	
設計者及び建築主には、申請書提出前に情報提供(都市計画の規制、他関係法令)することによって、効率的な事務処理ができる。	総合評価	B	

平成25年度の方向性・取組目標	
方向性	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了
取組目標	各種申請、事前相談について、情報提供(都市計画の規制、他関係法令)することにより、効果的な事務処理を進める必要がある。

事業の意図する成果とつながる成果指標を設定

事業の目的、対象、内容を考えながら妥当性を評価

事業費や受益者負担比率、単位当たりコストに留意しながら効率性を評価

事業の目的やその数値目標を評価する